

○西岡委員長 日程2、陳情審査に入ります。文教福祉委員会に、新たに1件の陳情が送付されました。送付6-45、障害者、障害児に対する日常生活用具認定に関する陳情について審査をいたします。

陳情書の朗読は、省略いたします。本陳情について、執行機関から情報提供等がございましたらお願いいたします。

○緒方障害者福祉課長 送付6-45、障害者、障害児に対する日常生活用具認定に関する陳情について、ご説明申し上げます。

まず、日常生活用具費の支給事業は、市区町村が行う地域生活支援事業のうちの一つでございまして、目的としましては、障害のある方々の日常生活の便宜を図りまして、自立生活を支援することです。

日常生活用具は、障害の種別や程度などによりまして給付する種目が異なり、本区では、現在要綱で、ストーマなどの56品目の用具を対象と定めております。また、本年度から、障害のある18歳未満のお子さんは、保護者の所得制限を撤廃しまして、基準額における利用者負担額を0としております。18歳以上の方は、所得状況に応じて1割負担などで用具を利用できるよう、区が費用を支給しております。

対象や品目の基準などにつきましては、他自治体の状況などを踏まえて、随時見直しを行っております。令和6年度はストーマの基準額を引き上げたところでございます。

私からの説明は以上です。

○西岡委員長 はい。

それでは、委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等はございますか。

○牛尾委員 この陳情を見ますと、これは「D F r e e」、この中にも入っていますけどね。これについては、その56品目の対象には、現在なっている。なっていない。

○緒方障害者福祉課長 現在、対象ではございません。

○牛尾委員 私も調べて、これは大体、器具で、大体9万、10万円弱、10万円で、そのほかにいろんな附属のお金がかかるということですけども。やはり、かなりの負担があるなというふうに感じるんですけども。これを、その要綱に加えるということは可能なんですか。

○緒方障害者福祉課長 まず、申し上げましたとおり、私どもは常に対象の品目ですとか、基準額は見直しをしておりますので、必要性が高いですとか、そういったことの判断ができれば、加えることは可能ではございます。

○牛尾委員 うーん。その判断の何か基準みたいなものがあるんですか。

○緒方障害者福祉課長 そうですね。やはり、まず、対象の、対象者がそれを使うことで、やはり自立生活が向上するということですか、やはり、何分、安全に長期的に継続できるという、そういう点ですとか、あと、効果ですね。やはり、今、正直申しますと、様々な高度な機器が誕生しておりまして、やはり、いろいろなお声があって、で、認めたら、また、より最新版のものが欲しいですとか、常に、やっぱり障害のある方たちは、大変な毎日を送っていらっしゃると思いますので、より高度なものの要求はありますので、その辺りは常に慎重に、様々な事情を判断して決定を下しているという現状でございまして。

○牛尾委員 この「D F r e e」については、介護の、介護保険の適用になっているみたいなんですけれども、ということは、やっぱり、一般的にね、何といつか、使われてい

る器具になると思うんですね。

で、これを見ますと、これによってトイレに、なかなか、行けるようになったとか、おむつ替えについても、非常に楽になったということが書いてありますのでね。非常に、これを使うことによって日常生活が、より生活しやすくなるという器具だとは思いますが、そこについての区としての考えはありますか。

○緒方障害者福祉課長 まず、こちらの機器が介護保険の対象になっているところを、令和4年から対象になってございますけれども、そちらとしましては、利用者自身の支援というよりも、介護者の負担軽減が主目的で認定されておりまして、障害のある方々が用具を使用することで排せつが改善するかといった、そういった効果などの見極める必要が、今後まだまだ見極める必要があるのではないかと考えております。

○牛尾委員 じゃあ、その見極めによって、やはりこれが障害を持つお子さんにも非常に有効だというふうな判断が下れば、対象になりますよということでもよろしいんですか。

○緒方障害者福祉課長 そうですね。様々な状況を判断したいと思っておりますが、実際に今、障害者への販売が、販売実績が全国で40から60件程度というふうに聞いてございますので、なかなか、まだちょっと判断をするには、もう少し広まったり、実績が欲しいなというところでございます。

○牛尾委員 確かにこれを読むと、特殊なケースだとは思いますが、あれがそんなに、たくさん器具を使用するような障害をお持ちのお子さんというのは、なかなか少ないのかなというふうなことは思うんですね。

ただ、読んでみると、非常に切実な内容だなというふうに思うんですね。ただ、もちろん、全国的な数というのはあるかもしれませんが、ちょっとよく、その数よりも内容を見ていただいて、それも判断基準の一つにさせていただければなと思うんですが、いかがですか。

○緒方障害者福祉課長 委員ご指摘のとおり、やはり障害をお持ちの、お母様がやはり療育していく上で、より便利な道具は積極的に、用具に認定していきたいと考えておりますけど、ちょっと現時点では、もう少しいろんな事例を研究したいなと思っております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はい、池田委員。

○池田委員 先ほど課長の説明の中で、生活支援事業があるということで、千代田区の支援制度について確認をさせていただきたいんですが、

様々56品目あるという中で、そこについては、どのような支援というんですかね。上限があるのかなのか、その辺りをお聞かせください。

○緒方障害者福祉課長 日常生活用具の支援といたしましては、今申しましたその56品目、ストーマとか例を申し上げましたけど、一般的に日々の生活に自立していく上で必要だと言われるような、入浴の補助具ですとか便座ですとか、そういったものがありますけれども、所得に応じて、先ほど説明した、お子様に対しては所得制限を撤廃したんですが、18歳以上の方につきましては、所得に応じて1割負担でしたり、全額、区が支給したりですとか、そういった補助を実施しているというところでございます。

○池田委員 それは、本区独自の制度ということですか。もう一度、確認させていただき

たいんですけれども。

○緒方障害者福祉課長 こちらは、まず、法律に基づきまして日常生活用具の支給事業を、市区町村の判断で地域生活支援事業としてやるようにというところがあって、この品目などは、区の判断にはなってございます。

○池田委員 この、今、陳情者が取り上げている商品なんですけれども、製品ですかね、器具。かなり高額なんですけれども、これに見合ったというか、類似品というのが、調べてみると幾つかあったようなんですけれども。そういうところでの、これに絞るわけではなく、先ほど牛尾委員も指摘したように、まあ、安価だから、高価だからというところではあるのかもしれないんですけれども、メリット、デメリットはあるとは思いますが。そういうところでの検証というのは、何ていうんでしょうね、これだけに絞るわけではなくて、類似品というのには、その項目の中に入れられるというところの検討はいかがなんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 委員ご指摘のとおり、お調べしますと、介護用などのおむつセンサーが8,000円から1万円程度のものが各種存在します。それは、おむつがぬれると、スマホですとかタブレットに通知が届いて、その汎用のチャートなどができるといったものがあるようでございます。

おっしゃったとおり、安価だからいいとか、高いからいいのというのではないと思います。やはり、このお困りの皆様が継続的に安心して、そして、やはり効果がある程度あるということが分かった上で対象にするのでしたら、そういった方向に向かっていきたいと考えてございます。

○池田委員 この製品の器具、機器に関して、ほかの自治体で、必要な場合は対象品目になっているというところは、実際にはあるんですか。

○緒方障害者福祉課長 こちらの機器につきましては、複数の自治体の議会で、陳情書の提出ですとか質問が出ているようでございまして、ただ、実際としましては、本年の4月から港区で、種目になっております。また、本年9月から、埼玉県行田市、この2自治体が対象種目としているということを確認してございます。

○池田委員 実際にその対象品目になってから、利用された方という実績はいかがなんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 両自治体とも、申請は0件と聞いてございます。

○池田委員 そうしますと、例えばなんですけれども、この機器を千代田区の方が、こういう方、困っている方、介助者の負担軽減ということで多分必要なものなんだろうと。あったほうがいいんじゃないのかなというところは、何とかな、介護、高齢者というんですかね、寝たきりの方とか。そういう障害者ではなく、高齢者の方向け用な機器としては、今、介護保険が適用になっているということなんですけれども、この場合、適用でない対象の方が買った、購入したときには、本区だとどれぐらいの限界というんですか、支援の限度額というのがあるんですかね。全然ないんですか。

○緒方障害者福祉課長 本区の独自の事業としまして、障害者在宅サービスの一環としまして、提案型サービスというサービスがございまして。今回のように日常生活用具にまだ定めていない用具について、対象となる申請者の方が、障害の特性などからどうしても使いますとか、そういったご申請があって、で、こちらで判断して、必要であるとした場合は、

3万円を上限としまして費用の半額を助成させていただいてございます。

○池田委員 提案型ということで、直接、それは、その対象になる方が所管のところの窓口に行くなり、電話なりで相談をしていただいて、希望を出せばこの支援は受けられるということなんでしょうかね。

○緒方障害者福祉課長 はい。委員ご指摘のとおりでございます。陳情者にも、このサービスについては説明はしてございます。

○池田委員 そうであるならば、まだ他の自治体でも、そういう実績がないというところで、なかなか行政的には、すんなり進められるわけではないとは思いますが、やはり、その対象の方、年齢も含めて一番大事な時期なのかもしれないというところを踏まえながらも、しっかりとそういうふうにご相談された方には、障害者、障害児の方々には、すごく配慮を持った対応が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 はい。まさに委員のご指摘のとおり、日々、障害があるお子様を育て、大変な思いをされている保護者に寄り添えるように、丁寧に対応していきたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。

港区さんって、今回4月から対象にはなっていますが、その対象者が未就学児じゃなくて就学児以上が対象ということでよろしかったですか。

○緒方障害者福祉課長 港区、行田市両方ともに、学齢児以上で知的障害の重度もしくは最重度知的障害者を対象としてあります。

○西岡委員長 はい、分かりました。

はい、えごし委員。

○えごし委員 「DFree」というか、この、あれですね、排泄予測支援機器。これは、例えば区内の施設でこういうものを導入しているとかという施設とかは、確認できたりとかってあるんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 障害者の関係の施設については、実績はないというふうに聞いてございます。

○えごし委員 こういう施設に導入する際でも、いろいろ、この、例えば介護ロボット補助金の対象になっているとか、IT導入補助金の対象になっているというのは、私がちょっと調べたときに出ていまして、そういう補助金の対象にもなっているということは、ある程度、この効果も認められているのかなというふうにも考えております。区の日常——あ、なので、その、何ていうんですかね、効果の検証をするときは、そういうことも加味して検討をしていただきたいなと思うんですけど。

あと、区の日常生活用具ですね。これ、一覧表も見てみると、介護の訓練支援用具だとか、自立生活支援用具とか、いろいろこのカテゴリーというんですかね、分けられていると思います。で、先ほどからお話が出ているストーマですね。ストーマとかは、一応、排泄管理支援用具というくくりの中に入っていると思うんですけど。

ここの確認で、先ほど委員長からありましたけれども対象者、このストーマの対象者とか、排泄管理支援用具のところは、基本的に18歳以上というふうに書かれていますけれども。この対象者ですね。そこは、それでよろしいですかね。

○緒方障害者福祉課長 まず、ちょっとお医者さんの判断で必要になった方には、何歳だ

と支給しないとかいうことはなくて、（発言する者あり）はい、ないですね。はい。

ただ、助成金が18歳未満は所得制限が撤廃して、18歳以上からが、ちょっと、所得に応じて助成金が変わるところでございます。

○えごし委員 すみません。分かりました。

で、その排泄管理支援用具の中、ストーマとか、この集尿器とか、幾つかあるとは思いますが、先ほども言ったとおり、今後そういう効果も見てという形もありましたけれども、本当に、ほかの区、先ほど港区も今回入れたという話もありました。で、国としても、そういう施設とかに入れるときには補助金対象になっているということもありますので、そういうところも、もう全体的に考えながら、その導入については、また検討していただきたいなと思いますし、あと、港区のほうのを見ると、機器だけじゃなくて、その機器の消耗品とか、シートとかというのの中にも入っていたりとかしてですね。そういう意味でも、様々、また、本当に必要なもの、また介護をされる方の負担軽減になるものというところは、導入をしっかりと検討していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 委員ご指摘のように、介護施設での利用の仕方も、もちろん参考にしていきたいと思っております。

また、費用につきましては、本体が9万9,000円で、耐用年数が大体5年程度、そこに装着用のシートが、12枚が2か月分で1,980円、これは消耗品ですね。それで、超音波で判断するその超音波ジェルというのが、1本2か月で550円程度かかるということで、なかなか維持するのも費用がかかるものかなと思っておりますので、やはり、もう少しいろいろと慎重に研究して、当然、困っていらっしゃる方に寄り添いたいんですけども、区のこの用具と決定するかどうかについては、もうしばらくいろいろな検討はしたいと考えてございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 これ、実績が全国で40件から60件の障害者向けにあるよということだったんですけど、高齢者向けとか障害者に限定しないと、どれぐらい実績があるのか分かりますか。

○緒方障害者福祉課長 申し訳ございません。ちょっと、介護のほうのは把握してございません。

○はまもり委員 私も、当初、この会社の話を聞いたことがあるんですけども、もともとは高齢者向けで、最初、サービスを開始していたなというところがあって、で、障害を持っている方も、高齢者の方も、一番のこのサービスの目的は、先ほど課長もおっしゃっていましたが、その方の尊厳を大事にすると。で、トイレに自分が認識して行けるようになるということがその方の尊厳であり、自信が持てて、いろいろなことに前向きに取り組めるようになるといったことでもありますので、そういった意味では非常に今後のところで注目するサービスかなというふうには見ていました。

もう一つ、確認なんですけれども、この見極めのタイミングというところが、例えば、じゃあ障害者の全国でどれぐらい件数が上がったのかなのか、また、この千代田区の中では、随時とおっしゃったんですけども、例えば3か月ぐらいしたら見れるのかとか、その辺は見極めのタイミングって、どのようになっているのでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 まず、見極めのタイミングということでございますけども、今回、最初に申し上げたストーマの基準額を引き上げたということだと、やはり予算の計上の時期には、必ず金額とか品目はしております。

あと、やはり、もう窓口ですとか、ご相談の声ですね。それを一番最優先にしております。これで、よかったですとか、ぜひ、ほかの方たちにも使って——あと、どうもレンタルもできるようなので、実体験の声などが集まってきたら、こちらの項目に入れるという方向にしていきたいとは考えてございます。

○はまもり委員 そういう意味だと、今おっしゃったとおり、レンタルのところ、この陳情される方は、レンタルではもう既に実証済みなのか、あるいは今後の検討を進める上でも、もし、まだだったら、レンタルしてその効果というものは取っておいていただいたほうがいいのかなと思いますが、その辺はいかがですか。

○緒方障害者福祉課長 窓口にご相談にいらした際には、試した経験がおありのようなお話をされていたと聞いてございますので、ちょっと、その、レンタル契約をされているとか、ちょっと、ご本人のそういう個人的なことの深いところまでは確認してございませんけれども、全く体験したことがないものではないということは聞いてございます。

○はまもり委員 すみません。結論ではなくて、ちょっと、私も悩ましいなと思っていたのが、多分56品目といったものを、制限なく増やしていくといったところは、すごく難しいんだろうなと。一方で、こういったサービスって新しいものが出てくるので、利用者さんが本当は欲しいと思っても、届いていない、知らないといったところもあるわけですね。情報が分からないみたいな。

そういう意味だと、窓口のところ、何ですかね、こういった区で補助、助成はしていないんですけれども、こういったものについてはサービスがあることは知っていて、で、今、どれぐらいニーズがあるのかというものを検証中なんだみたいな、そういった案内を窓口などでしていくということは可能なんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 障害のある方たちの特性というのは、本当に個々に様々でございます。今、委員もおっしゃったように、この56品目の中で当てはまらない方もいらっしゃったり、そういう全てが網羅できていないということはおっしゃるとおりなので、先ほど申したように、区独自の提案型で、この方にはこれがあると、より生活が向上するというふうに、申請があったものについては、これは、ほぼほぼ認めております。できるだけ皆さんに寄り添って、この上限3万円でございますけれども、導入するように進めているというような対応をしております。

あと、窓口でございますけれども、やはり、もう常に傾聴して、やはりおっしゃったとおり、自分からこれが欲しいと具体的に言える方って、なかなかいなかったりすると思いますので、こちらからできるだけ寄り添って、こういうサービスもあるよ、こういうこともということで、逆にそのことで障害年金が実は対象だったよとか、ちょっと生活が厳しいんだったら、実は生活保護ということも、もしかしたら可能かもしれないとか。こちらから提案して、より生活が向上している方というのは、実際いらっしゃいますので、引き続き、このサービスを継続していきたいと考えてございます。

○はまもり委員 はい。よろしく申し上げます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○富山委員 すみません。少しだけ確認させてください。

今回、排泄予測支援機器の一つである「DFree」ということなんですけれども、これは、いろんな自治体に陳情が出されているということで、今回、ほかにも様々な排泄予測機器のうちの一つであって、別にこれだけを特定して、すぐに認めるということは、私も検討が必要かなと思っております。これ以外で排泄予測支援の機器というものなどについて、今後検討を重ねていくという予定はありますでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 先ほど事例を申し上げた介護用のおむつセンサー、8,000円から1万円程度ですとか、そういったものが存在することも確認しておりますので、やはり、そういったものの導入が、より介護されている方の補助になるのか。あと、申し上げた、お子さんたちがより自立して排尿に結びつけるかというところは、やはり引き続きいろんな声を聞きながら進めていきたいと考えております。

○富山委員 すみません。もう一つだけなんですけど、先ほど来おっしゃっていただいているストーマというものについては、ストーマはもう医学的にも必要で、必要不可欠で使用されている方もいらっしゃいますので、こういった支援機器とはまた別の部分で使用されているものと思いますので、よろしくをお願いします。

○緒方障害者福祉課長 すみません。ちょっとストーマが利用者が多いもので、つい、ちょっと対象として名前を出させてもらいましたけど、委員のご指摘のとおり、様々な障害の特性に応じた用具の研究は進めていきたいと考えております。

○西岡委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 今回、日常用具認定ではなくて、提案型で3万円上限でも、そういった支援がありますよということなんですけど。この3万円を、例えば、もうちょっと引き上げるとか、そういった検討というのはできるんですか。

○西岡委員長 3万円をもう少しアップできないか……

○牛尾委員 3万円の、提案型で支援の3万円の上限を上げて……

○西岡委員長 上限額を上げられないか、助成額を上げられないかということ。

担当課長。

○緒方障害者福祉課長 上限額、ちょっと、今のところ、この検討には入っておりませんが、もし、もっと上限額を上げてほしいというような要望などがありましたら、検討していきたいと考えてございます。

○牛尾委員 分かりました。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 私、お願いだけです。1点だけ。

これ、超音波を使った、何かエコーと同じ仕組みだと思います。それで、超音波、医療用にしても超音波を常時当てるというのは、私はすごく危ない感じがするんですね。だから、多分なんですけど、そこまで常時、膀胱の部分に超音波を当てるという習慣というのは、まだこれまでそんなにやったことはないと思うんですね。で、どういうその悪影響があるかって、まだ恐らく分かっていないと思うんで、これ、推奨するのは、まだちょっと早い気がするんです。で、ある程度の悪影響があっても、とにかく介護のほうがつらいと、あ

るいは本人がもうつらいということであれば、もう、しょうがないと思うんですが、あまり推奨というのは好ましくないかなと思います。

あと、こういう専用器というのがあって、私はあんまり、意味ないかなと思います。スマホで全部ダウンロードできる、同じ機能が使えるわけなんで、スマホ推奨みたいな感じにしていればなと思います。その2点だけです。

○緒方障害者福祉課長 区のほうも、やはり、用具と指定するには、安全で長期的に使えるものというふうにしていきたいと考えておりますので、まだ、おっしゃったとおり、何か2015年ぐらいに創業された会社が開発されたものでございますので、今おっしゃったとおり、こういった体に影響があるかですとか、もっといろいろなデータを参考にした上で、導入に至っていききたいと考えてございます。

もう一点が、（発言する者あり）スマホですとか、そうですね——既存のスマホなどでできるような器具ですとか、本当に日進月歩で、今、窓口にもいろいろな機器の導入の要望は聞いております。そういった中で、より使いやすく、身近にある道具でやれるという方向には向かっていきたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 なければ、これで質問を終わらせていただきますが、取扱いはいかがいたしましょうか。やはり、先ほど課長の話にもありましたけれども、個々に応じた用具を助成のお知らせも、対象の方にお知らせしつつ、必要な方に福祉サービスが提供されるように、改めて区のほうにお願いしたいと思っておりますけれども。

それでは、本陳情につきましては、本日の議事録をもって陳情者にお返ししまして、審査を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕